

社会福祉法人 樹園

樹園養護老人ホーム運営規程

第1章 施設の目的と運営の方針

第1条（施設の目的）

社会福祉法人樹園が設置運営する樹園養護老人ホーム（以下、「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下、「法」という。）の目的及び基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護（常時の介護）を受けることが困難な者を入所させて養護（介護）するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

第2条（運営の方針）

施設は、入所者の処遇に関する計画（以下、「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って処遇を行うよう努めます。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に熱意及び能力を有する職員によって適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

第3条（施設の名称及び所在地等）

施設の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- | | |
|-------|-----------------------|
| 1 名 称 | 樹園老人ホーム |
| 2 所在地 | 秋田県男鹿市船川港女川字鵜ノ崎130番地1 |

第2章 職員の職種・員数及び職務内容

第4条（職員の職種及び員数）

施設を運営するために、職種ごとの職員を次のとおりとします。

- | | |
|---------|--------|
| (1) 施設長 | 1名（兼務） |
|---------|--------|

(2) 医 師	1 名 (嘱託医・非常勤)
(3) 主任生活相談員兼計画作成	1 名 (常勤兼務)
(4) 主任支援員	1 名以上 (常勤専従)
(5) 支援員	4 名以上 (兼務) 定員 50 名 (15 : 1)
(6) 看護職員	1 名以上 (兼務)
(7) 栄養士	1 名以上 (常勤)
(8) 事務員	1 名以上 (兼務)
(9) 調理員	委託事業

第5条 (職務の内容)

施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。

- 2 医師は、施設長の依頼を受け、利用者の健康診断及び治療の業務に従事するものとする。
- 3 主任生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほかに、次に掲げる業務を行う。
 - 一 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療福祉サービスを提供する者との連携を図る。
 - 二 処遇に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。
 - 三 事故の状況及び事故に際してとった措置について記録を行うこと。
- 4 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導し、入所者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他援助を総合的一体的に行います。
- 5 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。
- 6 看護職員は、医師 (嘱託医)、協力病院と連携し、保健衛生等の業務を担当します。
- 7 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導します。
- 8 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当します。
- 9 事務員は、経理事務、労務事務等を執るほか、施設庶務を行います。

第3章 入所定員

第6条（入所者の定員）

施設に入所できる入所者の定員は50人とし、災害等やむを得ない場合を除いて入所定員及び居室の定員を超えて入所させません。

第4章 入所者の処遇の内容

第7条（処遇の方針）

施設は、入所者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を適切に行います。

- 2 施設は、入所者の処遇にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- 3 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- 4 身体拘束適正化検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を独立して設置し、身体拘束廃止に関する指針（マニュアル）を作成し、身体的拘束等の適正化の為に研修を定期的に（年2回以上）開催します。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。
- 5 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。
 - ① 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を行う。その責任者は施設長とする。
 - ② 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行う。
 - ③ 支援員その他の職員に対し、虐待防止のための研修（年2回以上）を定期的を実施する。
 - ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。
 - ⑤ 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第8条（処遇計画の作成）

生活相談員は、入所者について、その心身の状況、おかれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議のうえその者の処遇計画を作成します。

- 2 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

第9条（相談、援助等）

施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

- 2 施設は、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。
- 3 施設は、要介護認定の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。
- 4 施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。
- 5 施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めます。
- 6 施設は、入所者に対し退所後の地域における生活を念頭におきつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。
- 7 施設は、入所者に対し1週間に2回以上入浴させ、又は清拭を行います。

第10条（日課）

施設は、日常生活につき日課を定め、処遇計画に基づき実践します。

第11条（余暇活動）

施設は、入所者の処遇にあたっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めます。

第12条（食事）

食事の提供は、栄養並びに入所者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。又、入所者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

- 2 食事の時間は、おおむね次のとおりとします。

朝食 08:00 ～ 09:00

昼食 12:00 ～ 13:00

夕食 17:00 ～ 18:00

第13条（居宅介護サービスの利用）

施設は、入所者が要介護状態等〔介護保険法（平成9年法律第百二十三号）第7条第1項に規定する要介護状態及び同条第2項に規定する要支援状態をいう。〕になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられるよう、必要な措置を講じます。

第14条（健康管理）

施設は、常に利用者の健康に留意し年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

- 2 利用者が軽度の負傷又は疾病にかかったときは、施設内で治療を行います。
- 3 医師は週1回診療にあたります。

第15条（衛生管理及び感染症対策）

施設は、利用者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行います。

- ① 衛生知識の普及指導
 - ② 年2回以上の大掃除
 - ③ 週2回以上の入浴又は清拭
 - ④ 月1回以上の調髪
 - ⑤ その他必要なこと
- 2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、まん延しないように次の各号に掲げる措置を講じます。
 - 1 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。
 - 2 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止の指針を整備し、必要に応じ見直しをすること。
 - 3 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施すること。
 - 4 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。
 - 5 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定すること。

第16条（入所者の処遇の状況に関する記録の整備）

施設は、次の各号に掲げる入所者の処遇の状況に関する記録を整備し、完結の日から5年間保存します。

- 1 入所者の処遇に関する計画
- 2 実施した具体的な処遇の内容等の記録
- 3 身体拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 4 入所者からの苦情の内容等の記録
- 5 入所者に対する処遇による事故の状況等及び事故に際して採った処置についての記録

第17条（入所者の入院期間中の取扱い）

施設は、入所者が医療機関に入院する必要が生じた場合、入院後おおむね3ヶ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入所者本人及び家族の希望等を勘案して、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるよう配慮する。

第5章 施設の利用にあたっての留意事項

第18条（入所）

施設の入所は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は入所者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮する。

第19条（入所時の面接）

施設は、入所予定者の入所に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めます。

第20条（退所事由）

次の場合は、実施機関に連絡し、退所処置を講じるとともに、関係者に連絡します。

- 1 利用者からの退所の申出があったとき
- 2 利用者が無断で退所し、帰所の見込みがないとき
- 3 利用者が病院等に入院し3ヶ月以上経過したとき及び3ヶ月以上の期間入院が見込まれるとき

4 利用者が死亡したとき

第21条（社会復帰の支援）

施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退所後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めます。

第22条（無断退所）

入所者が、無断で2日以上帰所しないときは、次の事項を実施機関に連絡します。

- 1 退所（推定）日
- 2 退所原因（予測含む）
- 3 その他必要な事項

第23条（命令退所）

施設長は、入所者が第30条各号に違反し、その後、施設長の指示又は指導に従わないときは、措置実施機関と協議し、その承認を得て退所させることができます。

第24条（日課の励行）

入所者は、施設長や医師、主任生活相談員、生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員等の助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

第25条（面会時間と消灯時間）

面会時間は、8時30分～19時までとします。また、消灯時間は、21時です。

第26条（喫煙及び飲酒）

施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒、禁煙にご協力頂きます。

第27条（外出及び外泊）

入所者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届出し、許可を得る必要があります。

第28条（健康保持）

入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り受

診しなければなりません。

第29条（衛生保持）

入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければなりません。

第30条（禁止行為）

入所者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 1 宗教や信条の相違等で他人を攻撃、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 2 喧嘩、口論、泥酔等で他に迷惑を及ぼすこと
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 4 指定した場所以外で火気を用いること
- 5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

第6章 非常災害対策

第31条（非常災害対策）

施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

- 2 非常災害に備え、従業者及び入所者に周知徹底を図るため、年2回以上避難、救出その他必要な研修及び訓練等を実施します。
- 3 施設は、平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に関する業務継続計画を策定すること。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

第32条（居室）

入所者の居室は、1室2名とし押入れ、テレビ等を備品として備えています。

第33条（静養室）

入所者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を設けています。

第34条（洗面所及び便所）

居室がある各階に洗面所や便所を設けてあります。

第35条（医務室）

入所者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入所者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

第36条（従業者の服務規程）

従業者は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務にあたっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 1 入所者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし責任を持って接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第37条（従業者の質の確保）

施設は、従業者の質向上のために、その研修の機会を確保します。

- 2 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第38条（個人情報の保護）

施設の従業者は、正当な理由なく、業務上知りえた入所者又はその家族の秘密保持を厳守します。

- 2 施設は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知りえた入所者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じる。

第39条（緊急時の対応）

施設の従業者は、入所者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、施設長に報告する義務を負います。

第40条（事故発生の防止及び発生時の対応）

施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 1 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のため

の指針を整備すること

- 2 事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること
- 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及びその他職員に対する研修を定期的(年2回以上)に行うこと
- 4 上記の措置を適切に実施するための担当者を置くこと

第41条(記録の整備)

施設は、従業者・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

第42条(苦情処理)

施設は、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口・第三者委員を設置する等必要な措置を講じます。

- 2 施設は、提供するサービスに関して市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行います。

第43条(地域との連携)

施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めます。

第44条(掲示)

施設内の見やすい場所に運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、その他サービス選択に資する重要事項を掲示します。

第45条(協力医療機関等)

施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 施設は、治療を必要とする入所者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第46条(勤務体制等)

施設は、入所者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定めま

す。

- 2 入所者に対する処遇の提供は、施設の従業者によって行います。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- 3 従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第47条（職場におけるハラスメント）

施設は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第48条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人樹園と施設長との協議に基づいて定めるものとします。

- 附則
- この規程は、平成18年10月1日から施行します。
 - この規程は、平成21年12月15日から施行する。
 - この規程は、平成30年10月1日から一部変更し施行する。
 - この規程は、令和3年4月1日から一部変更し施行する。
 - この規程は、令和3年7月1日から一部変更し施行する。
 - この規程は、令和6年4月1日から一部変更し施行する。